（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十九年法務省厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
（趣旨）	（趣旨）
第一条　民間事業者等が、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。	**第一条**　民間事業者等が、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。
（法第三条第一項の主務省令で定める保存）	（法第三条第一項の主務省令で定める保存）
第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第二十条及び第四十一条の規定に基づく書面の保存とする。	**第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第二十条及び第四十一条の規定に基づく書面の保存とする。
（法第四条第一項の主務省令で定める作成）	（法第四条第一項の主務省令で定める作成）
第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第二十条及び第四十一条の規定に基づく書面の作成とする。	**第五条**　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第二十条及び第四十一条の規定に基づく書面の作成とする。

（法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第三条　法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年法務省厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第十八条第四号ロの法務省令・厚生労働省令で定めるもの）	（令第十八条第四号ロの法務省令・厚生労働省令で定めるもの）
第一条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。次条及び第三条において「令」という。）第十八条第四号ロの出入国又は労働に関する法律の規定であって法務省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。	**第一条**　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。次条及び第三条において「令」という。）第十八条第四号ロの出入国又は労働に関する法律の規定であって法務省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
［一～十二　略］	［一～十二　同上］
十三　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条、第百九条、第百十条第一項、第百十一条及び第百十二条第一項の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定	十三　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第百十一条及び第百十二条（第十二号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定
十四　［略］	十四　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（引き続き技能実習を行わせることが適当である者）

第四条　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第九条第三項第二号の主務省令で定めるものは、改正法の施行の際現に、第二号企業単独型技能実習（改正法第二条の規定による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習をいう。）又は第二号団体監理型技能実習（技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習をいう。）を一年以上行っている者とする。